

電子取引に関する規程新旧対照表

2010年9月21日改定

新	旧
<p>電子取引に関する規程</p> <p>【緊急時の連絡】 第24条の2 当社は、準則第24条に規定する措置が講ぜられ、委託者の建玉が処分された場合には遅滞なく、また、準則第26条第1項、第2項及び第3項に規定する措置が講ぜられ、委託者の建玉が処分される場合には事前に、委託者に対して本システム画面並びに<u>電子メール</u>、電話等にて通知する</p> <p>【本システムの利用の制限及び終了】 第26条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本システムの利用を制限又は<u>停止</u>する</p> <p>(5) <u>委託者の口座残高が無くなり未入金の状態</u>で翌月第一営業日を迎えた場合</p> <p>第26条の2 (1) 委託者が本システムの<u>解約</u>を申し出た場合</p>	<p>電子取引に関する規程</p> <p>【緊急時の連絡】 第24条の2 当社は、準則第24条に規定する措置が講ぜられ、委託者の建玉が処分された場合には遅滞なく、また、準則第26条第1項、第2項及び第3項に規定する措置が講ぜられ、委託者の建玉が処分される場合には事前に、委託者に対して本システム画面並びに電話等にて通知する。</p> <p>【本システムの利用の制限及び終了】 第26条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本システムの利用を制限する。</p> <p>(5) <u>(新設)</u></p> <p>第26条の2 (1) 委託者が本システムの中止を申し出た場合</p>